

トゥールのグレゴリウスにおける奴隷たち ——メロヴィング期の奴隷制に関するひとつの覚え書き——

加 納 修

1. はじめに

中世初期ヨーロッパにおける奴隷を考察するにあたって、古代ローマ世界から継承した奴隷制がいつどのように消滅したかは、避けることの難しい問題である。すでに多くの研究者によって紹介されているマルク・ブロックやピエール・ボナッシーが、奴隷制の消滅を比較的遅く（9世紀かそれ以後）に求める¹⁾のに対して、クリス・ウィッカムはすでに400年以前に奴隷制的な生産様式は衰退し、封建的生産様式へ移行していたとして、中世初期における奴隷制の存続・消滅の議論に大きな意味を認めていない²⁾。奴隷制の消滅をめぐる見解の一致を見つけるのが難しいが、奴隷制消滅の問題を扱う多くの研究が、農業に携わる奴隷を中心的な考察対象としてきたこと³⁾、そして奴隷制の終焉が農奴制の成立につながる現象であったと考えてきたことは認めることができる。

ローマの奴隷制をラティフンディウムの奴隷に、中世の従属民を農奴に代表させることが不当であると言うつもりはないが、そうすることによって十分な眼差しが向けられない部分が生じることは否定できない。第一に挙げられるのは、農業以外の仕事に携わる奴隷が注目されないことである。そうした事例として職人を挙げることができるが、メロヴィング期の手工業者の多くが隷属身分に属していたことが知られる⁴⁾。職人は生産に携わっており、社会経済史家の関心も引いてきたが、奴隷制消滅論において重要な要素とはみなされていない。マルクス主義や社会経済史の観点から抜け落ちてしまう隷属民としてより明白なのは、家内奴隷の多くがそうであったように、生産に携わらない奴隷であろう。

第二に、中世初期農村社会への関心に基づく研究の傾向として、叙述史料の十分な活用がなされてこなかったことも指摘できる。カロリング期の荘園制研究が所領明細帳を中心的な素材として進展してきたことはよく知られる⁵⁾。中世初期の隷属民を扱った研究においては、残された史料の少なさもあって、多種多様な史料が援用されてきたが、奴隷制から農奴制への転換という問題については、叙述史料は重要な役割を果たしていない⁶⁾。そもそもメロヴィング期の叙述史料が農民に言及することは少なく⁷⁾、奴隷制の消滅を農奴制の成立と同一視する研究者にとっては、有益な史料とはならない。

とはいえ、本稿で対象とするメロヴィング期の奴隷に関する従来の研究は、こうした研究の

趨勢とは一線を画しているように見える。部族法典に関するヘルマン・ネールゼン⁸⁾、奴隷制に対する教会の態度を考察したホルスト・ファマン⁹⁾、叙述史料も広範に利用したハイケ・グリーザー¹⁰⁾の研究は、メロヴィング社会における奴隷の重要性を強調しており、すでにガブリエル・フルニエが書式集とともにトゥールのグレゴリウスの著作を引き合いに出して、6世紀バス＝オーベルニュ社会を「奴隷制社会」と呼んでいたことが想起される¹¹⁾。これらの研究者が、農業における奴隷の意義のみに奴隷制の盛衰を見ていない点で共通していることは強調しておかなければならない。

奴隷制を経済史の観点で相対化しながら検討する必要は、近年ますます強く意識されるようになってきている。こうした姿勢は、ビザンツ前期に関するユーヴァル・ロトマン¹²⁾、さらに中世史家ではないものの、奴隷の全体史を試みたオリヴィエ・グルヌイヨ¹³⁾らの研究に共通している。

同じく注目すべき研究動向は、古代末期の奴隷制に対する理解の変化である。ウィッカムの主張や森本芳樹氏による紹介¹⁴⁾とは異なり、4、5世紀に奴隷制がむしろ強化された面があることを主張する研究も現れてきている。ローマ帝国末期において家内奴隷が一般市民の家庭でも不可欠であったこと、奴隷所有が名誉のコードと不可分であったこと、隷属身分への転落が日常的であっただけでなく、皇帝が奴隷身分に対する統制を強化したことなどが明らかにされている¹⁵⁾。経済面を重視するカイル・ハーパーでさえ、古代末期ローマ社会を奴隷制社会と結論づけ、その消滅を7世紀に想定しているし¹⁶⁾、ウィッカムの見解に批判的なジャイラス・バナジはもっと遅い時期を想定している¹⁷⁾。

こうした研究の現状を鑑みると、奴隷制消滅の問題を再検討するにあたって必要に思われるのは、奴隷制から農奴制への転換というパラダイムからひとまず距離を置くこと、そして古代末期社会の変容過程のなかで中世初期の奴隷を捉えることである。これが、農業以外の活動に携わる奴隷に関して豊かな証拠を含むグレゴリウスの著作を再検討するのを要請する主要な理由である。まず史料の性格について述べた後に、グレゴリウスの作品が奴隷制の広がりについて与えてくれる情報を提示し、最後に奴隷の活動に焦点を当て、なぜ6世紀メロヴィング社会において奴隷が必要とされたかを探ることにする。

2. 史料の射程

1) 歴史十書と聖人伝

6世紀末にトゥール司教グレゴリウスが著した作品のうち、ここで取り上げるのは、詩編註釈と聖務日課に関する書を除く史料である。ジャンルとしては、キリスト教の歴史記述の形式である「世界年代記」のジャンルに属する『歴史十書』と、聖人伝著作とに分けられる¹⁸⁾。『証聖者の栄光』、『殉教者の栄光』、『聖ユリアヌスの殉教と奇蹟』、『聖マルティヌスの奇蹟』

の4つは、グレゴリウス自身によって「奇蹟の書」と呼ばれている¹⁹⁾。残るは司教、修道院長、隠修士の伝記である『教父の生涯の書』であり、これらの作品は、「聖人伝」のジャンルに属する。

奴隷に関する証拠として歴史叙述と聖人伝が、他の種類の史料といかなる相違を有しているかについては、詳しく検討して初めて明らかになる部分もあるが、ここではあらかじめ、主要な史料をなす法記録のなかでも、規範的な史料である法典や教会会議録との相違について、それなりに明瞭な点をいくつか述べておきたい。

与えてくれる情報についていえば、グレゴリウスの諸作品は農村的環境における奴隷だけでなく、都市的環境における奴隷についての情報を与えてくれる。ただしこれについては、たとえば6世紀初頭に編まれたフランク人の法慣習の集成である『サリカ法典』における奴隷が、農村の奴隷であったとしてもすべて農業に携わっていたわけではないことには注意する必要がある²⁰⁾。この法典には家内奴隷や職人の奴隷も含まれているからである。また、『サリカ法典』がフランク王国北部の事情を伝えるのに対して、グレゴリウスの諸作品はガリア社会全体、とくに中西部に関する情報を与えてくれる。

おそらく最大の相違は、奴隷を捉える観点にある。法典や教会会議録が奴隷を、共通の法的地位を有する集団として一括して提示するのに対して、叙述史料は個々の奴隷を具体的・個別的に描いている。すなわち、多くのケースである特定の状況のもとある特定の主人のもとで、何らかの具体的な活動を行う奴隷が描かれており、法史料からは十分に得られない情報を与えてくれる。われわれはそうした描写から、奴隷の置かれた現実や、奴隷に対する著者や当時の人々の認識を引き出すことができる。加えて、歴史書や聖人伝が社会を変えようとする媒体であるかぎりにおいて、実現が期待される社会における奴隷の位置づけに対する認識を教えられる²¹⁾。こうした利点は、しかしながら、叙述史料が奴隷を法史料とは異なる観点から捉えているがゆえのもう一つの相違によって、その利用をややデリケートなものにしてもいる。すなわち、語彙の問題である。

2) 語彙の問題

叙述史料のなかに言及されている奴隷、とりわけすべての奴隷を拾い上げるのは、予想以上に難しい。古代ローマから引き継いだ奴隷を示す代表的な言葉である *mancipium*, *servus* の調査は、グレゴリウスの著作における奴隷のほんの一部しか含むことにならない。法史料とは異なり、*mancipium* が使われるケースはきわめて稀で、その際にはほとんど常に財産としての奴隷を意味している²²⁾。最も多く使われている用語は、子供を意味する *puer* という言葉である。次に *servus* もしくは、聖職者の作品で頻繁に使われる *famulus* である。

Puer には主として三つの意味がある²³⁾。奴隷、少年、そして親に対する「子供」である。グレゴリウスにおいては、「少年」か「奴隷」かを判断するのが難しいケースも僅かながら見

られるが、大半の言及において判別可能である。というのも、主人とともに現れるケースが多いのに加えて、同じ人物が *servus* と称されると同時に *puer* と呼ばれる事例も散見され、同じくその人物が *famulus* と呼ばれているケースもあるからである。たとえば、ラングル司教グレゴリウスに隷属するレオは、主人の甥アッタルスがあるゲルマン人の奴隷にされた後、このゲルマン人に身売りして、アッタルスを救い出すのに成功するが、このレオは新しい主人のもとで *famulus* とも *puer* とも *servus* とも形容されている²⁴⁾。Puer, servus, famulus はしばしば互換可能な言葉として用いられている。また、その活動内容から判断できる場合も多く、「子供」か「少年」の意味で用いられているのが明白なケースを除いて、大半は当時の用法において *servus* と同じ意味で、すなわち「奴隷」の意味で用いられている。Puer は基本的に主人と親密な関係にある隷属民を指すために用いられており、主人の外出に随行したり、重要な任務を委ねられた奴隷を示す場合に、この用語が好んで用いられていたと想定される²⁵⁾。

互換可能だからといって、これらの用語が何の意図もなく使い分けられているわけではないが、この点については深入りするのは控えておく。ただ、グレゴリウスが法における奴隷の位置づけを知らなかったのではなく、法とは異なる観点にもとづいて奴隷を提示しているにすぎないということだけ述べておこう。すでにビザンツの聖人伝についてロトマンが述べているように、聖人伝において奴隷は主人との関係において定まる社会的地位のもとに、また労働者としての彼らの機能に結びついた経済的地位のもとに提示されている²⁶⁾。この指摘は、グレゴリウスの聖人伝著作についても当てはまる。

このためグレゴリウスが、法典に規定されるような厳密な法的地位にしたがって奴隷に言及することはむしろ稀であり、奴隷はたいてい主人との関係を表す言葉のもとに提示される。その結果として、「奉仕する」ことを表す多様な言葉 (*famulus*, *serviens* など) で示されるだけでなく、また主人に奉仕する集団の一部としても表れる。Familia, domus, homines、さらに *satellites* や *subiecti* は、その中にしばしば奴隷を含んでいたし、「隷属民」集団を指す場合も見られる。Puer を含めて「家」や「家族」関連の言葉の多さが注目される。このことは、ここで扱う奴隷の多くが家内奴隷であったことを示すが、他方でまた、法史料からはあまり表には出てこない奴隷認識の特徴を示している。主人と奴隷との関係の「親密さ」が、奴隷をめぐる同時代の表象体系の一部を構成していたわけである。この点は常に頭の片隅にとどめておかなければならない。

まずは、奴隷所有の広がりを確認するとともに、隷属化や解放の事例が、奴隷制の展開に関して示唆を与えてくれるかどうかを検討する。その後で奴隷の活動を見ることにする。

3. 奴隷所有の広がり

1) 主人と奴隷所有の規模

奴隷の主人として証明される集団は多様であり、それなりに広い。王や王家の成員、教会や修道院、司教、司祭、助祭、世俗役人である大公や伯、市民やウィクス（vicus）住民、商人などである。ローマ人だけでなくまたゲルマン人の間でも奴隷所有は広く認められる。

所有されている奴隷の規模についての情報は少ないが、多くの事例において複数形で「奴隷たち」が語られていることに注目しなければならない。王が多くの隷属民を抱えていたことに異論を唱えるものはいないであろう。また、メロヴィング時代の特徴として、王妃や王息が独自の宮廷集団を抱えていたことを喚起しなければならない²⁷⁾。実際に、王妃フレデグンデは複数の隷属民を抱えていたことが証明されるし²⁸⁾、またクロドミール王の息子たちには、「奴隷と養育者たち」が付けられていた²⁹⁾。

世俗の有力者たちについても、彼らが複数の隷属民を抱えていたことが証明される。たとえばラウキング公は、教会に逃げ込んだ2人の男女を無残な仕方では殺害するのだが、この2人は彼の *famuli* であった³⁰⁾。さらに彼は、「この男が他人の女奴隷と、この女が他人の奴隷と結婚しなかったことを喜んでいる」³¹⁾と語っており、彼の周りの人々の間でも奴隷所有が一般的であったことをうかがわせる。実際に、大公や伯や宮廷役人もまたしばしば複数の隷属民を伴って史料に現れる³²⁾。

教会の奴隷に関する情報は比較的少ないが、教会や修道院がこの時期大規模な奴隷所有者であったことはよく知られ、そのことは叙述史料によってもほのめかされている。たとえば、『聖証人の栄光』22章では、トゥール教会の *familia* に属するある少年が熱病から治癒した奇跡が語られている³³⁾。また『聖マルティヌスの奇跡』4書36章では、同じくトゥール教会の *homines* が語られている³⁴⁾。修道院については、ポワティエの聖ラデグンド修道院の「奉仕者たち」（*servientes monasterii*）が言及されている³⁵⁾。

より目立つのは、司教や司祭や助祭が隷属民を有していたことである。トゥールのグレゴリウス自身複数の隷属民を抱えていたことが知られる³⁶⁾。ガブ司教サギタリウス³⁷⁾、オータン司教レティキウス³⁸⁾、ロデズ司教クインティリアヌス³⁹⁾、ジャヴォール司教パルテニウス⁴⁰⁾、マルセイユ司教テオドロス⁴¹⁾も同じである。グレゴリウスは一人の奴隷を伴って旅をした場合もある⁴²⁾が、しばしば複数の奴隷を伴って旅に赴いていた。それゆえ、たとえばクレルモン司教ガッルスが「ただ一人の奴隷」を伴って旅行に出かけたときとされているとき、この表現はしばしば司教の外出には複数の奴隷が随伴していた可能性をほのめかす⁴³⁾。したがって、司教が複数の奴隷を抱えるのは一般的であったと考えられる⁴⁴⁾。司祭や助祭については、明示的に複数の奴隷を保有していたことを証明する箇所は少ないが、たとえば後にリヨン司教となるニケティウスは、ともに働く隷属民を複数抱えていた⁴⁵⁾。マルセイユ教会の主助祭ヴィギリウスも

また、隷属民 (homines) を有していた⁴⁶⁾。

一般の市民においてはどうかであろうか。『歴史十書』には、奴隷を有する市民が言及されることは稀であるが、有名なトゥール市民シカリウスとクラムネシンドゥスとの争いでは奴隷が重要なファクターとして現れる⁴⁷⁾。シカリウスは、自分の所領に金銀だけでなく、複数の奴隷を所有していたし、またアウストリギセルスに奪われた自分の財産がアウノとその息子および弟エベルルスのもとにあるのを知って、父と弟と息子だけでなく、また彼らの奴隷たちをも殺害したのであった。シカリウスも彼に敵対していたアウストリギセルスも、それなりに数多くの奴隷を抱えていたに違いない。

グレゴリウスの聖人伝には、奴隷を所有する市民がより数多く現れる⁴⁸⁾が、複数の奴隷を抱えた市民は言及されない。興味深いのはむしろ、「市民」と形容される奴隷所有者がいた一方で、グレゴリウスが単にトゥールのある男、あるいはアンジェのある男としか言及しない場合があることである⁴⁹⁾。「市民」の形容は、当該の都市住民全体を指す概念としてではなく、都市の有力市民を指す場合があったと考えられる⁵⁰⁾。おそらくシカリウスやアウノはそうした一族であろう。また、あるケースではアンジュー地方のあるウィクスの住民が奴隷とともにトゥールの聖マルティヌスの墓にやってきている⁵¹⁾。ウィクスを仮に「村」と訳すことができるのであれば、村落住民の間にも奴隷所有が認められる。先に言及したシカリウスとクラムネシンドゥスとの争いは、そもそもマントラン村の司祭の奴隷が殺害されたことを事の発端としており、村落レベルでも奴隷所有が継続していたことを窺わせる。

他方で、これらの事例のいくつかは、社会的上層以外の中下層民のあいだでもある程度奴隷所有が広まっていたことを示唆する。実際に、「貴族ではないが自由身分」とされているオーベルニュ地方の住民レオバルドゥスの父は、複数の奴隷を購入したのが知られる⁵²⁾。あるいは、リモージュ市の住民で、「下層ではないが、自由人の両親から生まれた」アレディウス一家も、隷属民の集団を有していた⁵³⁾。社会層において少なくとも中層の人々にあっても奴隷所有は一般的であったと推測される。

2) 奴隷化と奴隷の売買

奴隷制の評価にとって重要となる奴隷の供給と解放の問題については、他の史料の方が多くの証拠を含んでいるが、グレゴリウスの著作が与えてくれる若干の情報を提示しておきたい。奴隷制の存続が奴隷の再生産にのみ頼っていないかぎりにおいて、新たな奴隷の流入が奴隷制の存続にとって重要性をもつことは言うまでもない。六世紀には、隷属民への転落を引き起こす様々な契機が存在していたことは、グレゴリウスの諸作品だけでなく、アンジュー地方書式集などをもとにすでに佐藤彰一氏によって紹介されており⁵⁴⁾、ここであらためて詳しく取り上げる必要はない。戦争捕虜、飢饉などによる経済的困窮に基づく身売り、贖罪金支払い不能による隷属化など、6世紀のメロヴィング王国では人々が恒常的に隷属身分への転落の危機に

さらされていたことはすでに指摘されてきた。ここでは、隷属身分への転落のなかでも、ローマ時代からの連続性に関わる公共奴隷の問題を、すでに別の連関で取り上げたラングル司教の甥アツタルスのエピソードをもとに考えてみたい⁵⁵⁾。

アツタルスは、テウデリク王とキルデベルト王が休戦の盟約を交わした際に、互いに取り交わされた人質の一人であり、当時多くのセナトール貴族の子息たちが人質に取られたのであった。その後再び王たちの間で戦争が再開されたため、彼らは公共の奴隷にされた。その中には逃亡できた者もいたが、アツタルスの場合はトリーアの蛮人に仕え、馬の番人を命じられていた。

この事例は、戦争がしばしば「公共の隷属状態」(servitium publicum)をもたらし、彼らの監視人たちが、彼らを自らの奴隷としたことを示している。ノエル・レンスキの研究によれば、ローマ時代の公共奴隷はもともと都市の奴隷であったが、帝国末期には皇帝の奴隷との境界は曖昧になっていた⁵⁶⁾。かれらの役割は、公文書の作成や管理、財務、水道の維持など、いわば公共の仕事にあったが、こうした業務はいまや自由身分の役人が担うのが通例になっていた。メロヴィング王同士争いにおいて捕虜とされたローマ人貴族は、あるいはそうした「公共の」任務を命じられることがあったかもしれない。公共の奴隷となったアツタルスが、農作業ではなく、トリーアのゲルマン人のもとで馬の管理を委ねられたのは興味深い。というのも、古代末期において公共奴隷はしばしば駅通制において使役されたことが知られるからである⁵⁷⁾。おそらく細々とはあるが、6世紀メロヴィング社会において公共奴隷の観念と公共奴隷は存続していたのである。

アツタルスのエピソードはまだ続く。叔父であるラングル司教は甥を助け出そうと、自らの奴隷で料理人であるレオをトリーアの蛮人のもとに送り込むのである。その際には、彼は新しい主人に12ソリドゥスで購入されている。そしてこの主人のもとでも同じく料理人として信頼を獲得することに成功し、一年後にアツタルスの救出に成功したのであった。

奴隷の売買もまたありふれたことであったことが示唆されている。実際に、先に取り上げたように、社会中層の人物が奴隷を購入していたことを示す事例があるのに加えて、ほかにもグレゴリウスは奴隷の売買を伝えている。厳密に言えば、奴隷の売買ではないものの、ある女性は何らかの理由で自由身分を獲得したにもかかわらず、かつての主人の息子たちによって蛮族たちに売り渡されたのであった⁵⁸⁾。また、トゥールのある男は、農作業中に病気にかかって、マルティヌスの墓で治癒した女奴隷を教会に引き渡したのち、その女性の半分の価値で別の女奴隷を購入している⁵⁹⁾。さらに、『教父伝』17章5節は、イタリアへと輸出される奴隷を乗せた船がガリアの河川を航行していたことを示している⁶⁰⁾。一方で日常的な奴隷の売買が行われていただけでなく、他方でまたより広域的な奴隷交易も行われていたことが想定される。前者に関しては、少なくともグレゴリウスの著作に見られるわずかな事例から判断するかがり、とくにゲルマン人が奴隷を必要としていたことが窺われる。

再隷属化の事例も見られる。先に挙げた例に加えて、被解放者の娘が再び隷属化された事例が知られる⁶¹⁾。被解放者やその娘が再び奴隷身分に貶められることが、少なくなかったことがほのめかされている。

3) 奴隷解放

『歴史十書』には、管見のかぎりでは、解放は4例しか言及されていない⁶²⁾。ラングル司教グレゴリウスの奴隷レオの解放、ある女奴隷の解放、カリベルト王の寡婦インゴベルガによる証書による解放、そしてブルトン人ウァロックの妻によるそれである。

インゴベルガによる解放は、彼女の死の記述の直後に記されているので、おそらく遺言状によるそれであろう。彼女は「多くの者」を解放したとされているが、メロヴィング期の有力者の遺言状では数十人の隷属民を解放するのは一般的であった⁶³⁾。ウァロックの妻は、夫の死後、グントラム王の軍隊とウァロックとの争いで捕虜にされたフランク人の多くを解放した。解放は夫の意思にもとづくとしてされているが、遺言による指示であったかどうかは定かではない。その方法は、「蠟燭と板」によるもので、祭壇の前での解放であったと考えられる。

これらはメロヴィング期には通例の解放の方式であり、グレゴリウスにあっては主人の敬虔さを示すエピソードとして記されている。

他方で残る二つの事例では、解放の方式は記されていないのに対して、解放の理由が推定できる記述となっている。レオは、主人の甥アツタルスを救出するという功績のおかげで、隷属のくびきから解き放たれたのであった。ある女性は、「預言者の心を持っていて、トイにより主人たちに多くの利益をもたらしたため、解放された⁶⁴⁾。

『歴史十書』のわずかな解放事例からは、奴隷にとって解放への道が広く開かれていたとは言いがたい。遺言状による、それなりの数の奴隷の解放は、主人が死ぬまでは解放の可能性がそれほど大きくなかったことすら推測させる。また、それ以外の事例では奴隷の能動的な活動の成果が、主人の恩寵をもたらす場合に解放は限られていたという印象が得られる。この点と関連して、王妃フレデグンデが、ルーアン司教プラエテクスタトゥスの殺害を自らの奴隷に命じたケースを挙げておこう。彼女は、司教の襲撃を実行すれば、この奴隷をその妻とともに自由身分にすることを約束したのであった⁶⁵⁾。この奴隷夫妻にとって、自由は殺人と引き換えに手に入れなければならないほどのものだったのである。

「奇跡譚」においては、『歴史十書』よりも数多い解放の事例が証明される⁶⁶⁾とともに、解放の理由が明示されない事例が散見される。たとえばセクルスという若者は生まれながらにして手足が萎縮していたため、隷属身分に貶められたが、7年たっても主人たちの役に立たないため、聖マルティヌスの墓の前で暮らさせることにすると、手足が治癒した。その後伯ユスティヌスによって買い戻され、自由身分を与えられた⁶⁷⁾。被解放者の両親から生まれた娘は、主人の息子たちによって奴隷にされた。彼女はしかし、不当な主人たちのもとで仕事をし

ようとしなかったため、鎖と枷で縛られた。彼女は聖マルティヌスの祝祭に参加できないことが悲しくて涙を流して泣き叫んでいると、台木が粉々になり、教会まで入り込むと、鎖も壊れた。かくして、彼女は同時に安全と自由（身分）を取り戻したのであった⁶⁸⁾。

これらはともに、奇蹟を受けた奴隷が自由身分を獲得したことを描いている。奴隷身分からの解放もまた奇蹟の恩恵であったと考えるべきだろうか。実のところ、上記の事例は不当な隷属からの解放であり、こうした逸話はいわば不当な主人に対するメッセージであり、またそうした形で隷属させられた人々に対して、アジールとしての教会や聖人の力に頼ることができるというメッセージでもある。確かに奇蹟譚において奴隷は、奇蹟的な治癒や神罰、逃亡に関するエピソードにおいて現れ、治癒においては聖人の奇蹟が及ぶ対象として、逃亡においては教会アジールの保護の対象として現れる⁶⁹⁾。そのかぎりにおいて、奴隷もまた聖人伝のメッセージの受取手である。しかしながら、奴隷に対して、解放の期待を与えるような内容はほとんど含まれていない。4、5世紀におけるのと同じく、教会が解放に積極的であったことは見てとれない⁷⁰⁾。奇蹟によって病気から回復した奴隷が、同時に自由身分を与えられたケースも見られるが、解放そのものは、当然ながら奇蹟の効果ではなく、すでに社会に存在している慣行として描かれているにすぎない。

4. 奴隷の活動をめぐって

1) 農民と職人

奴隷が携わった活動から、奴隷の「職業」が分かる場合はきわめて稀である。農作業に従事する奴隷が言及されることが少ないのは述べたとおりである。もちろん、農業に携わる奴隷は存在していて、教会や俗人に従属し、農作業を行っていた奴隷がときおり言及されているが、たいてい病気にかかって聖人の墓に詣でた結果治癒したことが語られるにすぎない。

より特定の職務と結びついて現れるのは、豚飼や貯蔵庫管理人、墓守、馬の管理係、門番、料理人、指物師、毛織物工などである。メロヴィング期の職人としては、その他の史料から、パン焼き職人、建築職人、石工、粉ひき職人、ガラス工、画家、鐘作り、毛織物工、仕立屋、鍛冶師、金細工師、銀細工師、造幣工、家具職人、大工もしくは車大工、農業関連の専門職的地位として、庭師、雌牛飼、羊飼、豚飼、国庫の馬の管理人などが証明される⁷¹⁾。これら職人の地位をめぐっては、自由人か奴隷どちらが多かったのかについて議論がなされてきたが、少なくともグレゴリウスの記述にあっては、職人の地位が相対的にかなり低かったことが示されていることを指摘しておこう。

たとえば、パリからトゥールへと逃げてきた少年は、有能な仕立て職人であり、生来の自由人であったが、「主人たちから逃げてきた」とする噂を、奴隷出身の伯レウダストにより振りまかれてしまった⁷²⁾。この逸話は、職人に自由人がいたことを示すと同時に、職人には奴隷が

多かったことも示唆している。同じく、毛織物工もしばしば隷属的な地位に置かれていたことが想定される。のちに王妃に上昇するマルコヴェファとメロフレディスは、ともに王妃インゴベルガの下女であったが、彼女らの父は毛織物工であった。嫉妬に駆られたインゴベルガは、二人の奴隷の父が毛織物工であることを王に見せることで、王に嫌悪感を抱かせようとした話が伝わっている⁷³⁾。また噂として伝えられている事例であるが、クーデターを企てたグンドヴァルドの父も、「機織りの梳き櫛の前に座って毛織物を織っていた」とされている⁷⁴⁾。少なくとも当時の通念においては、毛織物工は社会的に低い地位にある者が行う労働とみなされていたのである。

2) 随伴する奴隷

ローマ時代には、奴隷を指す表現として *pedisequus* という言葉があった。文字通り、主人の後をついていくという意味である。外出する際にそれなりの数の奴隷を引き連れて出歩くことは、主人の名誉を象徴する行為でもあった⁷⁵⁾。こうした伝統はメロヴィング社会においてもある程度継続していた。トゥールのグレゴリウス自身、旅行をする際にはたいてい一人か複数の奴隷を伴っていた。こうした慣行は、とりわけローマ人貴族の間では根強く残っていたことが想定される。たとえば、マルセイユのパトリキウスたるディナミウスはその取り巻きたち (*satellites*) を、同市の司教テオドロスは奉仕人たち (*servientes*) を引き連れて祝祭に出向いている⁷⁶⁾。また、アンジェ司教アウドヴェクスは、都市の城壁のテラスでパリの助祭テオドルフと食事をする際に、奴隷を同行させていた⁷⁷⁾。こうした家内奴隷の存在は、ゲルマン人の間でも広まっていたものと考えられる。先にも引き合いに出したラウキング公は、食事の際に蠟燭を持つ奴隷を抱えていた⁷⁸⁾。蠟燭持ちは、クレルモンのある司祭の家にも証明される⁷⁹⁾。それなりの数の奴隷を有すること、そして外出の際に引き連れて出歩くことは、有力者たちにとってはひとつの名誉の象徴であったと考えてよいであろう。

外交使節もまた、しばしば奴隷を引き連れて旅をしていたことが知られる。たとえば、ビザンツ皇帝のもとヘグリッポとともに派遣されたエヴァンティウスの奴隷の一人が、カルタゴで商人から商品を奪ったエピソードが伝わるが、グレゴリウスの文章からは、グリッポもまた奴隷たちを引き連れていたと想定される⁸⁰⁾。メロヴィング期の外交使節に関する研究はこうした点には十分な注意を払っていない⁸¹⁾が、ビザンツ宮廷には多くの奴隷がいたこともあり、そこに赴くフランクの使者たちもしばしば奴隷を伴っていたに違いない⁸²⁾。

3) 使者としての活動

奴隷の活動としてとくに目立つのは、使者としての活動である。奴隷はきわめて多様な用務のために使者として派遣されている。ここから、メロヴィング王国においてメッセージの伝達者として奴隷が重要な役割を果たしていたことを確認することができる。奴隷が派遣されるの

は、主人の私的な目的のためのこともあれば、「公的」と形容できるようなケースもある。

前者の場合では、「密かに」奴隷が送られた事例が知られる。フェリクススの姪は、パッポレヌスと呼ばれる男性と婚約していたが、叔父によって結婚を反対され、バザ市の修道院に閉じ込められていた。しかし彼女は、「密かに」パッポレヌスのもとへ奴隷たちを使者としておくと、修道院から連れ出してもらったのであった⁸³⁾。このように奴隷が誘拐婚の手引きをするのは、ローマ末期社会から続く慣行であった⁸⁴⁾。同じく、「密かに」という文言は見られないものの、グントラム・ボゾとある女占い師との間での奴隷のやりとりは、将来起こるであろう事をグントラム・ボゾが知るためであり、陰謀を企てるためであったので、周囲には知られないように行われたと想定される⁸⁵⁾。ときおり言及される奴隷を用いての暗殺も、暗殺者であることを疑われないような形で行われたはずである。王妃フレデグンデは、王妃ブルンヒルドの暗殺がうまくいったかどうかを探らせるために奴隷を派遣させてもいる⁸⁶⁾。

このように、奴隷たちは主人の私的な目的のために多様な用務を委ねられていた。それは、社会の慣習によって必要とされる場合もあったし、また陰謀や暗殺に満ちた6世紀の政治社会において奴隷たちが重要な役割を担っていたことをも反映する。

これに対して、奴隷の主人が王や世俗役人であるとき、奴隷の役割は公的な性質を帯びることがある。ときおり、反逆を企てようとした人物に対する手続きに関連して奴隷が現れる。

『歴史十書』10書9章によれば、大公ラウキングの陰謀に気づいた王が、彼を出頭させ、「ラウキングがあらわれると、王は彼が自分の面前にでよう命じる前に、文書を発給し、奴隷たち（*pueri*）に公共使用権を与えて、ラウキングが各地に持っている財産を取り上げるよう派遣し、ラウキングに寝室に入るよう命じた⁸⁷⁾。公共使用権とは、公務で旅行する際に宿や移動手段や必要な物資を与えてもらう権利であり、ローマ期以来の駅通制がメロヴィング期においてはなお存続していた⁸⁸⁾。そして王の奴隷がこうした特権を与えられて、ラウキングの財産の没収を命じられたのであった。

同じく『歴史十書』6書36章によれば、魔術を使って王息殺しに加担した嫌疑をかけられたプラエフェクトゥス（*praefectus*）たるムンモルスに対する出頭命令の伝達は、奴隷たち（*pueri*）に委ねられている。そしてムンモルスは出頭したのちに尋問され、鎖につながれて拷問にかけられたのであった⁸⁹⁾。

また役人が職務の行使にあたって奴隷を用いる場合もあり、ブルジュ伯オルロは軍役懈怠の罰金の徴収にあたって奴隷たち（*pueri*）を派遣している⁹⁰⁾。

問題は、なぜ6世紀の王や役人たちが、正規の役人にこうした任務を委ねるのではなく、自らの奴隷に頼ったのかという問題であり、その問いに答えることが奴隷を必要とする統治構造の特徴の解明につながるはずである。ここでは、宮廷に限ってこの問題を考えてみたい。第一に浮かぶのは統治組織の未発達である。宮廷には司法に携わる専門的な役人である宮廷伯がいたが、6世紀においてはその活動は目立たない⁹¹⁾。宮廷伯が反逆罪のような重大な事件の

際に、被疑者を出頭させることを任務としていたかどうか定かではないし、被疑者を出頭に責任を持つ下級官吏の職があったことは証明されない。こうした未発達の組織ゆえに、王は自らの奴隷にその種の任務を委ねたと考えることも可能のように思われる。

しかしながら注意すべきは、王は常にこうした任務を奴隷に委ねていたわけではないという点である。たとえば、犯罪者逃亡幫助の嫌疑をかけられた者を王の面前に出頭させるよう命じられたのが、伯であったケースも知られる⁹²⁾。この場合は、被疑者がトゥール地方のあるパグスのウィカリウスであり、その上官であるトゥール伯に、彼を縛って王の面前に連行するよう命じられており、ムンモルススの事例とは状況は異なる。ムンモルススが帯びたプラエフェクトゥスのタイトルは『歴史十書』においては異例であり、この官職名が何を表していたかについては不明瞭である⁹³⁾。確実なのは、ムンモルススがキルペリク王のもとパリをその管轄に置いていたことである。しかも彼は「裁判官」(iudex) アウドとともに、租税徴収の任を負っていたので、国王役人たる伯と同様の地位にあったと考えられる⁹⁴⁾。おそらくこの地位のゆえに、出頭命令は宮廷から直接に伝達されたものと推測される。したがって、命令の伝達経路は統治組織の階層構造に一定程度規定されていたのであり、統治組織の未整備を原因としていたと断じることはできない。とはいえ、その場合でも宮廷役人ではなく、さらには自由人でもなく、王の奴隷に任務が委ねられていることについては説明が必要である。

6世紀の宮廷役人についてここで詳述する余裕はないが、この問題との関連で興味深いのは、宮廷役人にはしばしば奴隷や下層出身者が取り入れられていたことが知られることである⁹⁵⁾。セナトール貴族フェリクススの奴隷からシギベルト王に仕えることになったアンダルキウスや、国庫の葡萄畑の栽培者から王妃マルコヴェファの馬の管理人を経て、最終的にトゥール伯まで上昇したレウダストは有名であるが、そのほかにも、王息メロヴェウスの奴隷として権力を振ったガリエヌスらがいた⁹⁶⁾。王の奴隷は「きわめて強力な人々」に数えられ、なかには宮廷における実力者にまで上り詰める者もいたのである⁹⁷⁾。それゆえ、反乱の疑いをかけられた人物に対する出頭要請などが、彼らに委ねられることがあったと想定される。それは単に、宮廷組織や司法組織が未発達であったからだけではなく、社会的上昇に開かれたメロヴィング宮廷の独自の性格と結びついていたのである。こうした宮廷の特徴は、同時に自由身分で貴族層出身の役人たちよりも、家族も親族もないがゆえに、理論的には最も忠実な奴隷に王たちが積極的に頼る方法を選択したことをも表している⁹⁸⁾。この点と関連して、メロヴィング王自身の結婚戦略において、王族の血を広めないようフランク人の貴族層から結婚相手を選ばなかったことが注目される⁹⁹⁾。メロヴィング王はその支配において、意図的に奴隷層に頼ったことが推測されるのである。

ゲルマン国家では、他でもヴァンダル王国や西ゴート王国、ブルグンド王国において王の奴隷が証明される¹⁰⁰⁾。メロヴィング王や役人の奴隷が果たした役割は、軍隊の召集を委ねられていた西ゴートの王の奴隷 (complusor exercitii) や、裁判にかかわっていたと想定されるブル

グンドの *witiscalc* (同じく王の *puer* と呼ばれている) と類似しており、ゲルマン初期国家の統治において奴隷が果たした役割はもっと注目されて良い。こうした事例をあわせて考えると、とくに軍事面や裁判の領域で王が奴隷に頼っていたことが推測されるが、この点については比較史的な観点も含んだ、より詳細な考察が必要である。

5. おわりに

以上から得られる所見は第一に、グレゴリウスの描く社会は、奴隷が満ち溢れていたとは言えないまでも、それなりに存在する社会だということである。奴隷制の衰退を示すとされてきた現象、たとえば農奴制への転換の動き (世帯付与)、奴隷身分の改善、自由人との混合婚、あるいは奴隷の抵抗 (逃亡は除く)、これらはそもそも描かれないか、ほとんど見てとれない。むしろ6世紀のガリア社会は、奴隷所有が社会の中層においても、また村落レベルにおいても広まっていて、奴隷の売買も広く行われ、自由民が隷属化の危機にさらされることも多い社会であった。

本稿でとくに注目したのは奴隷の活動であり、なぜ当該の仕事が奴隷に委ねられなければならないのかという問題である。そこから明らかになったことは、主として次の4つの点である。

第一に、奴隷の活動は農業に限られない。とりわけ職人的な活動が奴隷に委ねられることが多かったのは、ローマ時代以来の伝統である。そこには、無為を徳とするローマ貴族の価値観がなお優勢であったことを認めるが、同時にまた古ゲルマン社会にあっても労働には高い価値が認められていなかったことも、そうした伝統の存続に有利に働いたことが指摘されている¹⁰¹⁾。有力者たちにとって自らの手で働くことは、名誉ある行為ではなかったのである。

第二に、この名誉の観念と深く関連しているのが、いわゆる家内奴隷の存在である。有力者にとってそれなりの数の奴隷を所有し、しばしば彼らを引き連れて出歩くこともまた、ローマ時代以来の伝統であった。そしてそうした名誉の観念は、ゲルマン人有力者にも受容されたものと想定される。

第三に、社会的な慣習が、奴隷の活動を必要としていたことである。このことは、とりわけ誘拐婚の実践における奴隷の使用から窺うことができる。こうした奴隷の使用もまた、ローマ期以来の伝統として現れるが、ゲルマン人においては自由人である従士団が誘拐婚において重要な役割を果たしたこともあり、必ずしも奴隷が誘拐婚に不可欠であったわけではなく、ローマの慣行とゲルマンのそれとの融合によって、次第に奴隷の意義は小さくなっていくであろう。

第四に、同じく常に奴隷である必要はなかったものの、奴隷がしばしば種々のメッセージの担い手として、または王や役人の命令の実行者として現れる事実が興味を引く。この点につい

てはいつそう掘り下げた考察が必要となる。本稿では、王の奴隷に着目して、メロヴィング宮廷で王の奴隷が傑出した地位を獲得する機会があったことを指摘したが、それだけでは奴隷が公的な任務をときおり委ねられていた事実を説明するには不十分である。ゲルマン国家の初期において王の奴隷は統治において重要な役割を演じていたが、こうした奴隷は遅くともカロリング期に入ると消えてしまう。6世紀のメロヴィング王権は、のちの時代に役人や自由人が果たすことになるような役割を奴隷に委ねていたのであった。

付記：本研究はJSPS 科研費JP15K02937の助成を受けたものです。

註

- 1) M. Bloch, Comment et pourquoi finit l'esclavage antique, *Annales E.S.C.* 2:1 (1947), pp. 30–44, 2:2 (1947), pp. 161–170. マルク・ブロック (熊野聡・三好洋子訳) 「古代奴隷制の終焉」M. I. フィンレイ編『西洋古代の奴隷制—学説と論争』(古代奴隷制研究会訳、東京大学出版会、1974年)、同 (平澤勝行訳) 「古代奴隷制の終焉」『アナール 1929–2010 歴史の対象と方法 2 : 1946–1957』(浜名優美監訳、藤原書店、2011年)、P. Bonnasia, Survie et extinction du régime esclavagiste dans l'Occident du haut moyen âge (IV^e–XI^e siècle), *Cahiers de civilisation médiévale* 28 (1985), pp. 307–343. ピエール・ボナッシー (桂秀行訳) 「西洋中世高期(4世紀–11世紀)に於ける奴隷制の存続と消滅(上・下)」『愛知大学法経論集』129/131、132号(1993年)。
- 2) Ch. Wickham, *Framing the Early Middle Ages. Europe and the Mediterranean, 400–800*, Oxford, 2005, esp. pp. 259–280.
- 3) この点については、J. Heers, *Esclaves et domestiques au Moyen Âge dans le monde méditerranéen*, Paris, 1996, pp. 7–9の指摘を参照。
- 4) H. Nehlsen, Die rechtliche und soziale Stellung der Handwerker in den germanischen Leges, in *Das Handwerk in vor- und frühgeschichtlicher Zeit*, Teil 1, hg. von H. Jankuhn, Göttingen, 1981, pp. 267–283; D. Claude, Die Handwerker der Merowingerzeit nach den erzählenden und urkundlichen Quellen, in *Das Handwerk in vor- und frühgeschichtlicher Zeit*, pp. 204–265.
- 5) 森本芳樹『西欧中世初期農村史の革新—最近のヨーロッパ学界から』木鐸社、2007年；同『西欧中世形成期の農村と都市』岩波書店、2005年
- 6) H. -W. Goetz, Serfdom and the beginnings of a “seigneurial system” in the Carolingian period: a survey of the evidence, *Early Medieval Europe* 2 (1993), pp. 29–51. ゲッツは歴史叙述を含めているが、扱いはきわめて簡潔である(わずか9行)。
- 7) J. Le Goff, Les paysans et le monde rural dans la littérature du haut Moyen Âge, in *L'agricoltura e il mondo rurale nell'alto medioevo*, 1966 (*Settimane di studio del Centro italiano di studi sull'alto medioevo*, XIII), pp. 723–741. ジャック・ル・ゴフ(加納修訳)「中世初期文学における農民と農村世界(五～六世紀)」『もうひとつの中世のために』白水社、2006年
- 8) H. Nehlsen, *Skavenrecht zwischen Antike und Mittelalter: germanisches und römisches Recht in den germanischen Rechtsaufzeichnungen*, Bd. 1: *Ostgoten, Westgoten, Franken, Langobarden*, Frankfurt am Main, 1972.
- 9) H. Fuhrmann, Kirche und Sklaverei in frühen Mittelalter, *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 42 (1986), pp. 1–24.
- 10) H. Grieser, *Sklaverei im spätantiken und frühmittelalterlichen Gallien (5.–7. Jh.)*, Stuttgart, 1997.
- 11) G. Fournier, L'esclavage en basse Auvergne aux époques mérovingienne et carolingienne, *Cahiers d'Histoire* 6 (1969), pp. 361–375.

- 12) Y. Rotman, *Les esclaves et l'esclavage: De la Méditerranée antique à la Méditerranée médiévale VI^e-IX^e siècles*, Paris, 2004.
- 13) O. Grenouilleau, *Qu'est-ce que l'esclavage? Une histoire globale*, Paris, 2014.
- 14) 森本芳樹『西欧中世初期農村史の革新—最近のヨーロッパ学界から』木鐸社、2007年
- 15) 古代末期における奴隷制については、K. Harper, *Slavery in the Late Roman World, AD 275-425*, Cambridge, 2011; C. Grey, *Slavery in the Late Roman World*, in *The Cambridge World History of Slavery*. Vol. 1. *The Ancient Mediterranean World*, eds. K. Bradley and P. Cartledge, Cambridge, 2011, pp. 482-509などを参照。
- 16) K. Harper, *op. cit.* 同じく K. Harper, *The Transformation of Roman Slavery: An Economic Myth?*, *Antiquité tardive* 20 (2012), pp. 165-172.
- 17) J. Banaji, *Aristocracies, Peasantries and the Framing of the Early Middle Ages*, *Journal of Agrarian Change* 9-1 (2009), pp. 59-91. Cf. W. Rösener, *Vom Sklaven zum Bauern. Zur Stellung der Hörigen in der frühmittelalterlichen Grundherrschaft*, in *Tätigkeitsfelder und Erfahrungshorizonte des ländlichen Menschen in der frühmittelalterlichen Grundherrschaft (bis ca. 1000)*, hg. von B. Kasten, München, 2006, pp. 71-89; F. Isigler, *Wann wird aus servus=Sklave servus=Knecht?*, in *Sklaverei und Zwangsarbeit zwischen Akzeptanz und Widerstand*, hg. von E. Herrmann-Otto, Hildesheim u. a., 2011, pp. 60-74.
- 18) 本稿で使用するグレゴリウスの著作を挙げる。Gregorii Turonensis, *Historiarum Libri X*, ed. B. Krusch et W. Levison, Hannover, 1951 (*Monumenta Germaniae Historica. Scriptores rerum Merovingicarum* I. 1) (以下 HLD と略す) 訳に際しては、兼岩正夫・臺幸夫訳『トウールのグレゴリウス 歴史十卷 (I, II)』東海大学出版会、1975-1977年を用いたが、一部変更した部分もある。
Liber de virtutibus sancti Martini, ed. B. Krusch, Hannover, 1885 (*MGH SSRM* 1. 2). (以下 VM と略す)
Liber vitae patrum, ed. B. Krusch, Hannover, 1885 (*MGH SSRM* 1. 2). (以下 VP と略す)
Liber in gloria martyrum, ed. B. Krusch, Hannover, 1885 (*MGH SSRM* 1. 2). (以下 GM と略す)
Liber in gloria confessorum, ed. B. Krusch, Hannover, 1885 (*MGH SSRM* 1. 2). (以下 GC と略す)
Liber de passione et virtutibus Iuliani martyris, ed. B. Krusch, Hannover, 1885 (*MGH SSRM* 1. 2). (以下 PI と略す)
- 19) 『使徒アンデレの奇蹟についての書』も、グレゴリウスによっては挙げられていないが、一般に彼の著作とみなされている。
- 20) *Pactus legis Salicae*, ed. K. A. Eckhardt, Hannover, 1962 (*MGH Legum sectio I. Legum nationum Germanicarum* IV-1). 『サリカ法典』の農村的性格については、H. Siems, *La vie économique des Francs d'après la lex salica*, in *Clovis, histoire et mémoire*, t. 1, Paris, 1997, pp. 607-629.
- 21) こうした捉え方に関して、歴史書については、H. Reimitz, *History, Frankish Identity and the Framing of Western Ethnicity, 550-850*, Cambridge, 2015参照。
- 22) HLD III, 11; V, 5, VI, 45.
- 23) E. James, *Childhood and Youth in the Early Middle Ages*, in *Youth in the Middle Ages*, eds. P. J. P. Goldberg and F. Riddy, Woodbridge, 2004, pp. 11-23: p. 16.
- 24) III, 15.
- 25) Cf. D. Bondue, *De servus à slavus. La fin de l'esclavage antique (371-918)*, Paris, 2011, pp. 302-303.
- 26) Y. Rotman, *op. cit.*, pp. 130-131.
- 27) 佐藤彰一「六世紀メロヴィング王権の宮廷と権力構造」『ポスト・ローマ期フランク史の研究』岩波書店、2000年
- 28) HLD. IV, 51, VI, 32, VIII, 29, VIII, 41.
- 29) HLD. III, 18.
- 30) HLD. V, 3.
- 31) *Ibid.*: ... illud tamen libens amplectur, quod nec hic ancillam alterius neque haec extranei servum acceperit ...
- 32) HLD. V, 49 (大公ペルルス), VII, 29 (王の寝室係エペルルス), VII, 42 (ブルジュ伯オルロ), VIII, 26 (大公ラウキング), IX, 9 (大公ラウキング), IX, 27 (大公アマロ), X, 5 (宮廷の厩係クッパ), GC 40 (トリブヌス職のヌニウス), PI 14 (テウデリク王の有力者), PI 15 (伯ベッコ), VP 4, 3 (クレルモン伯ホルテ

- ンシウス)
- 33) GC 22.
- 34) VM 4, 36.
- 35) DLD X, 16.
- 36) VM 1, 32, VM 3, 60.
- 37) HLD V, 20.
- 38) GC 74.
- 39) HLD II, 36.
- 40) HLD IV, 39.
- 41) HLD VI, 11.
- 42) GC 65.
- 43) PI 23.
- 44) 司教の取り巻きについては、J. Kreiner, *About the Bishop: The Episcopal Entourage and the Economy of Government in Post-Roman Gaul*, *Speculum* 86 (2011), pp. 321–358: pp. 341–344.
- 45) VP 8, 2.
- 46) HLD IV, 43.
- 47) HLD VII, 47; IX, 19. この事件について詳しくは、佐藤彰一『歴史書を読む—『歴史十書』のテキスト科学』山川出版社、2004年、115–143頁参照。
- 48) VM 3, 15; 3, 53; 4, 5.
- 49) GC 1 (クレルモン地方のある男); 21 (トゥールのある男), VM 1, 22 (アンジェのある男); 2, 57 (トゥールのある男)
- 50) 『歴史十書』における *civis* の用法については、次の研究がある。J. Durliat, *Episcopus, civis et populus dans les Historiarum Libri de Grégoire*, in *Grégoire de Tours et l'espace gaulois. Actes du congrès international, Tours, 3–5 novembre 1994*, textes réunis par N. Gauthier et H. Galinié, Tours 1997, pp. 185–193: pp. 185–187.
- 51) VM 4, 17.
- 52) VP 20, 1: ... *Quid mancipia dato pretio nostris ditionibus subiugamus, si rursus alienis debent dominationibus subjacere?* ...
- 53) HLD X, 29: ... *deprecatur eam, ut omnis cura domus, id est correctio familiae sive exercitio agrorum sive cultus vinearum, ad eam aspiceret* ...
- 54) 佐藤彰一「隷属からもうひとつの従属へ—フランク王国における奴隷解放と解放自由人 (6–8世紀)」『ポスト・ローマ期フランク史の研究』岩波書店、2000年
- 55) 註24)参照。
- 56) ローマ時代の公共奴隷がいつまで存続したのかについては議論があるが、5世紀初頭までは存続していたとする次の研究を参照。N. Lenski, *Servi publici in Late Antiquity*, in *Die Stadt in der Spätantike, Niedergang oder Wandel*, hg. von Ch. Witschel und J.-U. Krause, München, 2006, pp. 335–357.
- 57) *Ibid.*, pp. 349–350.
- 58) VM 2, 59.
- 59) VM 2, 57.
- 60) VP 17, 5.
- 61) VM 3, 41.
- 62) HLD III, 15; VII, 44; IX, 26; X, 9.
- 63) 遺言状による解放については、佐藤彰一「隷属からもうひとつの従属へ」、ならびに A. Rio, *Slavery After Rome 500–1000*, Oxford, 2017, pp. 93–97参照。
- 64) HLD VII, 44.
- 65) HLD VIII, 41.
- 66) VM 1, 40; 2, 4; 2, 30; 2, 59; 3, 47; VP 15, 1. Cf. H. Grieser, *op. cit.*, pp. 148–149.
- 67) VM 1, 40.

- 68) VM 3, 41.
- 69) H. Grieser, *op. cit.*, pp. 81-.
- 70) 教会における奴隷解放については、島創平「教会奴隷解放 (manumission in ecclesia) について—ギリシアの聖式奴隷解放との関係から」『史学雑誌』91-3 (1982)。教会が解放に積極的でなかったことについては、多くの研究者が指摘しているが、解放に焦点を定めた次の研究を参照。S. Epperlein, Die sogenannte Freilassung in merowingischer und karolingischer Zeit. Ein Beitrag zur frühmittelalterlichen Sozial- und Wirtschaftspolitik, *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte* 4 (1963), pp. 92-110.
- 71) D. Claude, *op. cit.*
- 72) VM 2,58.
- 73) HLD IV, 26.
- 74) HLD VII, 14.
- 75) K. Harper, *Slavery in the Late Roman World*, p. 105.
- 76) HLD VI, 11.
- 77) HLD X, 14.
- 78) HLD V, 3.
- 79) HLD II, 23.
- 80) HLD X, 2.
- 81) F. L. Ganshof, Merowingisches Gesandtschaftswesen, in *Aus Geschichte und Landeskunde. Forschungen und Darstellungen. Franz Steinbach zum 65. Geburtstag gewidmet von seinen Freunden und Schülern*, Bonn, 1960, pp. 166-183. ただし、B. Dumézil, L'ambassadeur barbare au VI^e siècle d'après les échanges épistolaires, in *Ambassadeurs et ambassades au coeur des relations diplomatiques. Rome – Occident médiéval – Byzance (VIII^e s. avant J.-C. – XII^e s. après J.-C.)*, études réunies par A. Becker et N. Drocourt, Metz 2012 (Centre de recherches universitaire lorrain d'histoire. Université de Lorraine – Site de Metz 47), pp. 239-255: p. 247 は、外交使節に奴隷が含まれていた事実を指摘している。
- 82) HLD VI, 2も参照。
- 83) HLD VI, 16.
- 84) 誘拐婚については、S. Joye, *La femme ravie. Le mariage par rapt au haut Moyen Âge*, Turnhout, 2012参照。
- 85) HLD V, 14.
- 86) HLD VIII, 29.
- 87) HLD X, 9: Qui cum adfuisset, priusquam eum rex suo iussisset ad stare conspectu, datis litteris et pueris distinctis cum evectioe publica, qui res eius per loca singula deberent capere. なお、B. Dumezil, La confiscation punitive en Gaule romano-barbare, in *Expropriations et confiscations dans les royaumes barbares. Une approche régionale*, Études réunies par P. Porena et Y. Rivière, Rome, 2012 (Collection de l'École française de Rome, 470), pp. 51-68: p. 60によれば、秘密裏のやり方で王はラウキングを断罪しようとした。
- 88) 公共使用権については、前掲のガンスホーフの論考に加えて、同じく F.-L. Ganshof, La tractoria. Contribution à l'étude des origines du droit de gîte, *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis* 8 (1928), pp. 69-91.
- 89) HLD VI, 36: Rex vero, missis pueris, iussit eum(sc. Mummolum) accersire; discussumque catenis onerant et suppliciis subdunt. メロヴィング期の刑事手続きについては、J. Weitzel, Strafe und Strafverfahren bei Gregor von Tours und in anderen Quellen der Merowingerzeit, in *Recht im frühmittelalterlichen Gallien. Spätantike Tradition und germanische Wertvorstellungen*, hg. von H. Siems, K. Nehlsen-von Stryk und D. Strauch, Köln/Weimar/Wien, 1995, pp. 109-126.
- 90) HLD VII, 42: Post haec edictum a iudicibus datum est, ut qui in hac expeditione tardi fuerant damnarentur. Biturigum quoque comes misit pueros suos, ut in domo beati Martini, quae in hoc termino sita est, huiusmodi homines spoliare deberent.
- 91) この時期の宮廷組織については、佐藤彰一「六世紀メロヴィング王権の宮廷と権力構造」参照。
- 92) HLD X, 5.
- 93) J. R. Martindale, *The Prosopography of the Later Roman Empire*, v. III B, A.D. 527-641, Cambridge, 1992, p. 901.

- 94) Cf. J. Barbier, *Archives oubliées du haut Moyen Âge. Les gesta municipalia en Gaule franque (VI^e–IX^e siècle)*, Paris, 2014, pp. 294–297.
- 95) B. Dumézil, Famille et ascension sociale dans la Gaule mérovingienne, in *Les stratégies familiales dans l'Antiquité tardive*, éd. Ch. Badel et Ch. Settiani, Paris, 2012, pp. 339–354.
- 96) ガリエヌスについては、H. Grahn-Hoek, *Die fränkische Oberschicht im 6. Jahrhundert. Studien zu ihrer rechtlichen und politischen Stellung*, Sigmaringen, 1976, pp. 208–209.
- 97) Ibid., p. 161–165.
- 98) こうした考え方については、O. Grenouilleau, *op. cit.*, p. 233.
- 99) この点については、I. Wood, Deconstructing the Merovingian Family, in *The Construction of Communities in the Early Middle Ages*, eds., R. Corradini, M. Diesenberger, and H. Reimitz, Leiden/ Boston, 2003 (*The Transformation of the Roman World*, 12), pp. 149–171.
- 100) G. Maier, *Amsträger und Herrscher in der Romania Gothica. Vergleichende Untersuchungen zu den Institutionen der ostgermanischen Völkerwanderungsreiche*, Stuttgart, 2005, pp. 198–201.
- 101) D. Claude, *op. cit.*, pp. 258–259. Cf. J. Le Goff, Travail, techniques et artisans dans les systèmes de valeur du haut Moyen Âge (V^e–X^e siècle), in *Artigianato e Tecnica nella società dell'alto Medioevo occidentale*, Spoleto 1971 (*Settimane di studio... XVIII*), pp. 239–266. ジャック・ル・ゴフ (加納修訳) 「中世初期の価値体系における労働、技術、職人 (5～10世紀)」『もうひとつの中世のために』白水社、2006年

キーワード：奴隷制、メロヴィング朝、トゥールのグレゴリウス

Abstract

Slaves in the works of Gregory of Tours: A note on the Merovingian slavery

Osamu KANO

The works of Gregory of Tours feature many slaves fulfilling various tasks. The society he describes was a slave-owning society. In sixth-century Gaul society that he describes, slave owning was common not only in the middle class but also at local village level. This paper focuses on the activities of these slaves and asks why some tasks were committed to slave labour.

It is remarkable that Gregory of Tours mentions few slaves fulfilling agricultural labours. Instead, his works depict slaves in manufacturing roles. To work by one's own hands was considered dishonourable for both the descendants of Roman aristocracy and for Germanic men of influence in sixth-century Gaul.

Social custom sometimes forced tasks to be undertaken by slaves. One example is marriage by abduction, a continuation of Roman tradition wherein slaves would abduct a girl for marriage.

Finally, it is interesting to note that slaves were also active in the execution of royal orders. Merovingian kings relied on slaves in their administration.

Keywords: slavery, Merovingian, Gregory of Tours